

特別立入調査の結果、設置者に対して文書による指導を行った施設一覧(令和3年度 特別立入調査実施分)

	設置場所		保育施設名	設置者	立入調査日	文書指導日	主な指摘・指導事項	協会の対応
	都道府県	市区町村						
1	熊本県	熊本市東区	東部保育園	株式会社エムケイ・コーポレーション	令和3年6月24日	令和3年10月4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 病児保育加算が適正に申請されていなかった。</li> <li>② 預かりサービス加算が適正に申請されていなかった。</li> <li>③ 地域交流スペースが適正に使用されていなかった。</li> <li>④ 助成対象施設に根拠当権が設定されていた。</li> <li>⑤ 児童に対し、適切な保育が行われていなかった。</li> </ul>	<p>左記のすべての指摘・指導事項については、改善報告書の提出を指示した。(提出済)</p> <p>特に、①については、過度に支払われていた助成金の返還を請求予定。</p> <p>④については、助成対象施設に設定されている根拠当権の抹消を指示した。</p>
2	東京都	三鷹市	ふぁみりあ保育園	社会福祉法人みたか福祉会 (受託事業者:一般社団法人+Laugh)	令和3年11月24日	令和4年1月6日	<p>乳幼児の人権に対する配慮に欠けた行為及び体罰があったことを受け、以下のとおり指導を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 本件行為をおこなった保育士は保育業務に携わらないこと。</li> <li>② 本件について、保護者説明会を開催するとともに、再発防止策を講じること。</li> <li>③ 保護者が児童の転園を希望する場合、適切に対応すること。</li> </ul>	<p>左記のすべての指摘・指導事項について、受託事業者の代理人弁護士による内部調査等を実施の上、改善報告書(受託事業者のガバナンス強化及び体制改善を含む)を提出するよう指示した。</p> <p>なお、①については、当該保育士が出勤停止処分後に懲戒解雇となったことを確認した。</p> <p>②については、改善報告書の確認後、再度保護者説明会を実施することを指示した。</p>